

第七期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について（案）

東京都は、第四期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成19年5月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画を一体的に策定した。また、第五期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、平成21年3月、第2期東京都障害福祉計画を策定した。さらに、第六期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成24年4月、東京都障害者計画と第3期東京都障害福祉計画を一体的に策定した。

東京都障害者計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者が当たり前に関われる社会」、「すべての都民が共に暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成26年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第3期東京都障害福祉計画は、平成26年度までの各年度における障害福祉サービスの必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

新たな東京都障害者計画及び第4期東京都障害福祉計画の策定にあたっては、これまでの計画の達成状況と課題を点検しつつ、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。

本協議会においては、国の施策の動向も踏まえ、新たな東京都障害者計画及び第4期東京都障害福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

記

障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について

